

令和8年5月14日

村民各位

## 水道基本料金及びメーター使用料の減免について

物価高騰の影響を受けている皆様に対する緊急支援として、当村では令和8年5月分（4月使用分）から7月分（6月使用分）までの水道基本料金及びメーター使用料を3ヵ月分免除いたします。

### 1. 対象となる方

- ・蓬田村簡易水道を使用している全世帯が対象。（官公庁は対象外）

### 2. 対象期間

- ・令和8年5月分（4月使用分）から7月分（6月使用分）

### 3. 手続き

- ・全ての世帯を対象とするため、手続きは不要です。

### 4. 免除額

- ・水道基本料金（10 m<sup>3</sup>まで） 3,080 円
- ・メーター使用料 100 円 **合計 3,180 円**

### 5. 注意点

- ・検針は通常どおり行います。
- ・免除の対象は水道基本料金及びメーター使用料のみとなります。

基本水量 10 m<sup>3</sup>を超えた分から、使用した水量に応じて加算される超過料金については、通常どおり請求いたします。

※例）6月分（5月使用分）の使用水量が 20 m<sup>3</sup>の場合

請求額：超過料金 130 円 × ( 20 - 10 ) m<sup>3</sup> × 消費税 1.1 = **1,430 円**

### 6. お問い合わせ

蓬田村役場 建設課

電話番号 0174-31-0075(直通)